

(平成21年4月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

山梨厚生年金 事案 110

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 22 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 41 年 2 月 15 日から 43 年 1 月 13 日まで

私は昭和 43 年 1 月に、結婚のため申立期間③の A 社を退職した。その後 3 月に結婚式を挙げ、名前も住所も変わり、会社にも知らせていない。脱退手当金が支給されたとする 9 月には、連絡方法も無いはずであり、受け取っていないので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、4 事業所のうち 3 事業所の被保険者期間のみが計算の基礎とされており、申立人が申立期間②と③の間で勤務した B 社の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人は、昭和 43 年 5 月には婚姻により姓が「C」から「D」に変わっているところ、厚生年金保険脱退手当金支給報告書では旧姓の「C」にて 43 年 9 月 18 日に支給されたこととされており不自然である。

さらに、申立人は、脱退手当金が支給されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しており、年金に加入し続けようとする者があえて将来の年金受給権を放棄して、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から同年 8 月までの期間、41 年 1 月から 43 年 10 月までの期間、44 年 3 月から 46 年 2 月までの期間及び 48 年 9 月から 54 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 1 月から同年 8 月まで
② 昭和 41 年 1 月から 43 年 10 月まで
③ 昭和 44 年 3 月から 46 年 2 月まで
④ 昭和 48 年 9 月から 54 年 3 月まで

A 県の会社を辞め B 県に戻ったころのことだが、旧 C 町役場より、今までの未納分を一括支払いすれば国民年金を満額支払ってくれるとの電話があったことを憶えている。未納分の国民年金保険料は、亡くなった母親が払込をしたと聞いていたが、社会保険事務所の記録では、納付されたことになっておらず納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、未納分の国民年金保険料を一括納付したと主張しているが、申立人が保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、実際に保険料の払い込みをしたとしている申立人の母親は既に他界しており、保険料の納付状況が不明確である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は、昭和 55 年 1 月 30 日であり、記録上、昭和 54 年 4 月以降分については納付記録があることから、申立人が一括納付した保険料は当該期間のものであったと考えるのが自然である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払出された当時は、特例納付が可能な時期であったが、申立期間の国民年金保険料をすべて納付するには 53 万 2 千円となるが、申立人が記憶している金額とは大きく異なり、他に特例

納付をしたとする周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 2 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月から 47 年 3 月まで

私は、年金記録を照会したところ、昭和 44 年 2 月から 47 年 3 月の期間について保険料が未納となっていた。当時は両親と同居し、農業をしており、両親は国民年金と国民健康保険に加入していた。当時は自治会（組長）が国民年金と国民健康保険の保険料をセットで集金しており、そのころ、国民健康保険証を使用した覚えがあるので、私も一緒に国民年金に加入し、保険料を納付していたと思うが、未納となっており納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時同居していた両親と国民年金に加入し、保険料を一緒に自治会（組長が集金）を通じて納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 4 月 12 日に払出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿より確認することができる。このため、払出日時点において 44 年 12 月以前は時効により納付が不可能となり、それ以後の期間についても過年度納付となるため、自治会で納付することはできない。

また、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、両親も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、ほかに申立期間の国民年金保険料を過年度納付していたことをうかがわせる事情も見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。